

【扱い】

テレビ・ラジオ	解禁日は特にありません。
新聞	解禁日は特にありません。

平成20年2月6日  
国土交通省遠賀川河川事務所

## 西川沈没船1隻 行政代執行により撤去終了 【残り1隻は後日撤去】

- 1級河川遠賀川水系西川（遠賀郡芦屋町）に放置されていた2隻の沈没船のうち、執行整理番号①（西川左岸1k050付近の流水中）の物件については、昨日（平成20年2月5日）撤去が終了しました。
- 執行整理番号②（西川右岸0k320付近の流水中）の物件については、潜水し確認した結果、沈没してから年月が経過（H17年沈没）していることもあり、大量の土砂が物件中に堆積していること、かつ物件の損傷の程度も著しいことが判明しました。  
このため、作業船とクレーンにより船体を浮かす方法を試みましたが、想像を超える荷重であったこと及び物件の亀裂が大きかったことにより撤去ができませんでした。  
今後、物件の態様を踏まえて速やかに撤去を実施します。なお、作業工法・作業予定日は決まり次第、お知らせします。

問い合わせ先

- 国土交通省 九州地方整備局  
遠賀川河川事務所（技術副所長 山口・占用調整課長 天方）  
電話：0949-22-1830（内線205・341）